

関係各位

令和2年4月20日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

緊急事態宣言への対応について（相談業務について更新）

当機構では4月7日（火）に発令された首都圏等を対象とした緊急事態宣言を踏まえ、4月8日（水）より相談業務を縮小して継続しておりましたが、全国47都道府県を対象とする緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月20日（月）より当機構が実施する全ての相談会を一時的に休止することとしました。

被害者・関係者の皆様には御不便をおかけすることとなり、大変恐縮ですが、何卒、御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

- 実施期間：令和2年4月20日（月）から当面の間

再開については、決まり次第、ホームページでお知らせいたします。

- 継続する相談業務：

- ・電話による情報提供

緊急事態宣言期間中は予約受付ダイヤルにて承ります 0120-330-540

- ・機構による全国の弁護士会への委託相談

各弁護士会にお問い合わせください（福島県のみ上記予約受付ダイヤル）

※上記対応につきましては、今後の状況によっては内容の変更を行う場合がありますのでご了承ください。

以上